

嘱託職員募集

申込み受付期間 1月16日(月)～20日(金)

申込み方法 ①本人が履歴書(写真貼付)及び資格を有することを証明できるものの写しを持参のうえ、職員課人事係(市役所第一棟5階)へ。②電子申請による申込みは市ホームページをご覧ください。※勤務条件、受験資格等の詳細については、職員課人事係 ☎551・1589までお問い合わせください。

名称	募集人員	雇用期間	勤務時間	勤務場所	報酬	受験資格	試験方法
心理相談員	1	平成24年4月1日～平成25年3月31日(翌年度以降、期間の更新の制度あり)	週4日(月～土) 午前9時～午後4時 ※ローテーション勤務	子ども応援館2階 教育相談室	日額 15,000円	臨床心理士資格を有する方で心理相談活動を熱意を持って遂行できる方	面接(2月上旬予定)
公民館嘱託員	1	平成24年4月1日～平成25年3月31日(翌年度以降、期間の更新の制度あり)	週4日(火～日)ただし、毎週土曜または日曜どちらかの勤務を含む。 午前8時30分～午後5時15分 ※ローテーション勤務	公民館松林分館	月額 170,000円	①社会教育主事、学芸員、司書のいずれかの資格を有する方 ②公民館業務に関する知識、経験等を有する方 ※①②のいずれかに該当する方	面接(2月上旬予定)

確定申告に関する 青梅税務署からのお知らせ

- ◆所得税・贈与税の申告と納税は3月15日(木)までです。
- ◆消費税及び地方消費税の申告と納税は4月2日(月)までです。
- ◆平成22年分において電子申告(電子送信だけでなく、国税庁ホームページ等を利用してパソコンで確定申告書を作成し、書面提出した場合も含む。)により確定申告を行なった方は、平成23年分の確定申告書等が送付されませんので、引き続き電子申告をご利用願います。
- ◆提出された医療費の領収書等について
医療費の領収書等が後日必要となる方は、確定申告書を提出の際に、医療費の領収書等の返戻を希望する旨の書面及び切手と返信用封筒を同封してください。
- ◆土・日・祝日は閉庁日ですが、青梅税務署では、2月19日(日)・2月26日(日)に限り、確定申告の相談及び申告書の受付を行ないます。なお、当日は国税の領収及び納税証明書の発行は行なっておりませんので、振替納税やe-Tax(国税電子申告・納税システム)をご利用いただくか、お近くの金融機関で必ず納期限までに納付してください。※2月19日(日)は青梅マラソンにより税務署周辺道路が交通規制され、税務署駐車場は利用できません。
- ◆税務署に来署されて確定申告書を作成される方には、画面案内に従って入力するだけで自動計算される便利なパソコンによる申告書の作成を推進しています。

問合せ 青梅税務署 ☎0428・22・3185

税金に関するお知らせ

▼住民税(市・都民税)及び所得税の変更について
平成24年度(23年分)から次のとおり変更されます(詳しくは2月1日発行の「市税だより」をご覧ください)

【年少扶養控除の廃止】

16歳未満の扶養控除(住民税33万円、所得税38万円)が廃止されます。

【16歳以上19歳未満の扶養控除区分の変更】

16歳以上19歳未満は一般扶養控除(住民税33万円、所得税38万円)の対象となります。

【年少扶養の特別障害者控除】

16歳未満の扶養親族が特別障害者である場合には同居の場合1人につき、同居特別障害者控除(住民税53万円、所得税75万円)、別居の場合、一人につき、特別障害者控除(住民税30万円、所得税40万円)が控除されます。

【住民税の寄附金税額控除の変更】

寄附額から税額控除額を求める際に24年度(23年中の寄附金)より差引額が5千円から2千円となりました。

▼相続・贈与等に伴う保険年金等に係る住民税(市・都民税)について

相続や贈与等により取得した生命保険契約などの年金に関する所得税の取扱いが変更されました。これにより、住民税相当額の返還が受けられる場合があります。平成18年1月1日以降に年金の支払を受けたものについては、税務署での申告に基づき、住民税を計算し、還付金が生じる場合には通知をします。

《年金の種類》①年金形式で受給している死亡保険金②学資保険の保険契約者がお亡くなりになったことに伴い受給する養育年金③個人年金保険契約に基づく年金

問合せ 課税課市民税係 ☎551・1610

1月の納税のお知らせ

1月は市・都民税(第4期)、国民健康保険税(第7期)、介護保険料(第7期)、後期高齢者医療保険料(第7期)の納期です。1月31日(火)までに納めてください。口座振替は1月31日(火)の予定です。残高不足にご注意ください。

※納期を過ぎると延滞金(年14.6%)が課されます。

問合せ 収納課 ☎551・1578

年金だより

▼「学生納付特例制度」「若年者納付猶予制度」について

20歳以上の学生の方には、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれます。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までですが、次の年度も引き続き学生であれば、4月初めに送付される再申請の用紙に必要事項を記入のうえ返送してください。

学生でない30歳未満の方には、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

これらの制度の申請を行なわず保険料を未納のままにし

ておくと、不慮の事故などで障害が残った場合、障害年金を受けられない場合があります。

なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に入りますが、年金額には反映されません。就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、追納制度のご利用をお勧めします。

▼国民年金の保険料は、便利・安心・確実な口座振替で!

口座振替は、全国の銀行・郵便局・農協・漁協・信用金庫・信用組合・労働金庫で利用できます。お申し込みの際は、年金事務所や金融機関に備え付けの申出書に必要な事項を記入の上、口座振替を希望される金融機関等の窓口へ提出してください。

なお、4月から翌年3月までの1年前納、及び4月から9月までの6か月前納をご希望の場合は、2月末までにお申し込みください。

問合せ 青梅年金事務所 ☎0428・30・3410、保険年金課保険年金係 ☎551・1670

国保だより

▼高額医療・高額介護合算療養費制度について

健康保険・介護保険の両方を利用している世帯の年間の自己負担額の合計が高額になり、基準額(表)を超えた場合にその超えた分を支給する制度で、支給対象となる場合は、申請手続きが必要です

申請方法 ①福生市国民健康保険及び介護保険に加入している方で対象期間中に健康保険等の変更がない方→市が介護保険の自己負担額を確認し、基準額を超えていた場合は勧奨通知をご自宅へ郵送します。それに基づき市役所1階5番保険年金課で申請してください。

②会社の健康保険に加入している方→平成23年7月末日現在、会社の健康保険(社会保険、国保組合等)に加入している方は、「介護保険自己負担額証明書」を添え、加入している健康保険へ申請してください。

③対象期間中に転入、就職、退職等で健康保険などが変わった方→介護保険および以前に加入していた健康保険から「自己負担額証明書」を発行してもらい、7月末日現在加入の健康保険に申請してください。

※②と③の該当者で「国民健康保険自己負担額証明書」が必要な方は保険年金課へ、「介護保険自己負担額証明書」が必要な方は市役所1階9番介護福祉課へ。※東京都後期

高齢者医療制度に加入の方については広報ふっさ2月15日号でお知らせします。

対象期間 毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間

受付場所 各年7月末日現在に加入していた健康保険窓口

申請時に必要な物 国民健康保険及び介護保険の被保険者証(保険証)、印鑑、振込先の口座番号が分かるもの(国民健康保険の場合は世帯主のもの)

高額医療・高額介護合算療養費制度の基準額(年額:8月～翌7月)

所得区分	被用者保険または国保+介護保険(70～74歳の方がいる世帯)	被用者保険または国保+介護保険(70歳未満の方がいる世帯)
現役並み所得者(上位所得者)	67万円	126万円
一般	56万円	67万円
低所得者(住民税非課税者)	II	31万円
	I	19万円
		34万円

問合せ 保険年金課保険年金係 ☎551・1640、介護福祉課介護保険係 ☎551・1764

▼保険税の納付は便利な口座振替を!

口座振替は支払いに行く手間が省け、納め忘れもなく、とても便利です。申請は口座振替依頼書(はがき)で申し込むか、取り扱い金融機関で、保険税の納付書、通帳、通帳の届出印と一緒に手続きをしてください。

問合せ 保険年金課保険年金係 ☎551・1640

納税は 納期内で 元気な福生